

第2号議案 平成27年度事業計画及び収支予算について (報告)

平成27年度事業計画

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

本会は、平成26年4月1日から公益社団法人としてスタートし1年が経過しました。建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善を図り、広く社会公共の福祉増進に寄与するために下記のとおり事業を推進する。

1. 基本重点施策

- (1) 指定登録機関としての建築士登録閲覧業務の実施
- (2) 改正建築士法による建築士を対象とした定期講習の実施
- (3) 建築士会継続能力開発(CPD)制度及び専攻建築士制度の普及・啓発並びに推進
- (4) 防災活動への協力と被災時対策の推進

2. 会員の自己啓発と組織強化

- (1) 「高知建築士」(年6回)の発行と配布
- (2) 公益社団法人日本建築士会連合会発行の「建築士」の配布
- (3) 第58回建築士会全国大会(石川大会)への参加
- (4) 建築士会功労者の表彰・国及び地方公共団体・士会連合会への表彰候補者の推薦
- (5) 建築士免許申請受付等を通じて、新会員の入会促進を図る
- (6) 地域貢献活動センターを通じ地域社会との関係強化及び支部活動の推進

3. 建築士への事業

- (1) 二級・木造建築士登録・閲覧業務
- (2) 一級建築士、構造・設備設計一級建築士登録・閲覧の受付業務
- (3) 建築士の知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する講習会の開催
- (4) 改正建築基準法・士法等の講習会の開催
- (5) 建築基準法関係規程集・建築確認申請書・建築関係書類等の紹介斡旋販売
- (6) 建築士の日記念事業の実施
- (7) 建築士会継続能力開発(CPD)制度及び専攻建築士制度の推進・活用範囲の拡大化

4. 行政協力

- (1) 建築物防災週間及び違反建築防止週間行事への協力
- (2) 行政機関等からの調査研究業務等の受託
- (3) 被災建築物応急危険度判定講習業務の受託および被災建築物応急危険度判定業務への協力
- (4) 建築関係法規等の周知普及

5. 受託事業

- (1) 建築士試験業務等の受託
- (2) 一級建築士免許登録申請受付・閲覧事業の受託
- (3) 二級・木造建築士登録・閲覧業務の受託
- (4) 一級・二級・木造建築士定期講習業務の受託
- (5) 地域貢献のための行政機関からの受託

6. その他

- (1) 建築士会中四国ブロック会議、中四国ブロック青年建築士協議会、中四国ブロック女性建築士協議会への参加
- (2) 関係行政機関及び建築関係団体との協調
- (3) 親睦行事の推進
- (4) 建築士会ホームページによる情報の提供